

# 山梨県公報

第二千六百六十一号

平成二十八年

十二月二十二日

木曜日

## 目次

○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定	九三九
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	九三九
○保安林の指定の予定(二件)	九三九
○道路の区域変更	九四〇
○道路の供用開始(二件)	九四〇
○公共測量の実施	九四一
○都市計画の変更図書の縦覧	九四一
公安委員会	
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	九四一
正誤	
○平成二十四年三月三十日付号外第十八号中	九四三

## 告示

### 山梨県告示第三百八十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその

## 化合物

- 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

### 山梨県告示第三百八十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

### 山梨県告示第三百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後藤 斎

- 保安林の所在場所 韮崎市穂坂町上今井字上組一四八五から一四八八まで、一四九八、一五〇〇、一五〇五、一五〇六、一五二三の一、一五二三の二、一五二四、一五二六の二、一五二八の二、一五二九の一、一五三三の二、一五二四から一五二六まで、一五三〇から一五三二まで、一五三五から一五三七まで、一五三九から一五四二まで、一五四四の一、一五四四の二、一五四五、一五四六、字中組一四五〇、一四五一、字天神ハキ一六七〇の四、一六八〇、一六八一の三、一六九三、一六九四の一から一六九四の三まで、一六九五から一六九七まで
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定実施要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上組一四八五から一四八八まで・一四九八・一五〇〇・一五〇五・一五〇